

第7回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（上月委員）

教 育 長) 日程第1、第8号議案「芦屋市教育委員会ハラスメント防止等に関する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今回、県費負担教職員の防止指針と、市の取扱指針が配られているのですが、県費負担教職員には県の防止指針を周知させて、市費負担職員には市の取扱指針等を周知させるという扱いになっているのでしょうか。

教 職 員 課 長) もちろん、県費負担教職員については県の指針も周知するとともに、市の指針におきましては、市に勤める職員については全てが対象になりますので、県費・市費問わず周知をさせていただくことにしています。

越 野 委 員) 内容的には、どちらもハラスメントの定義や、類型の内容はほぼ一緒ですが、相談対応における留意事項のところ、県の防止指針の14ページには、具体的にどういうことを聞き取らないといけないかが書かれていて、市には、具体的に何を聞き取らないといけないかは書かれていません。

また、それぞれの事案に応じた具体的な対処法という面でも、県の防止指針には、15ページの3の（2）事案に応じた対処

のところで、明らかにハラスメントに該当すると思われる場合は、こういう指導をすとか、助言をすとか、細かく対処法が書かれているのですが、こちらについても、市の取扱指針にはそういった部分がないこと、もう1点、それぞれのハラスメントの項目の最後に、県の防止指針にはパワーハラスメントの事実が確認された場合は懲戒処分、その他の人事上の措置等を講ずることがあるとの記載があります。

芦屋市は特に昨年、ハラスメントの事案が起きた市でもあるので、もう少し厳しめに書いてあったほうがいいかなと思うので、どちらかというところでは、県の防止指針を皆さんには周知していただきたいと思うのですが、いかがですか。

教職員課長) 1点目の相談に関する部分につきましては、19ページにおきましても、相談対応における留意事項という形で、どういうふうに進めていくかについては、一定、記載はしてございます。ただし、私も含めまして、相談員となる者につきましては、今後こういった心構えで、こういった対応で相談を受けていくかという研修を8月中旬に受ける予定にしていますので、それを受けた後に、市の取扱指針についてブラッシュアップする必要がある、対応をしていくこととなります。

2点目につきましては、基本的に市が一丸となって、ハラスメント撲滅に対応していくことがございます。従来であれば市長のみで対応していたところですが、今回は市長と教育委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、それぞれの任命権者で規則を制定するという流れになっています。ですから、基本的にはほぼ同じような内容の規則という立て付けになっていますので、

周知につきましては、いろんなパターンがあり、できるだけ分かりやすく周知していきたいと思います。事前にお配りしておりますパンフレットも活用して、まずそれぞれの職場を見直すところから始めていきたいと考えています。

木村委員) 市長部局のハラスメントに対する規則と教育委員会の規則があって、市長部局の規則は、7月1日から施行で、実施済だと思いますが、教育委員会は本日の議決によって実施するという事ですか。

気になったのは、苦情処理委員会で、その構成について市長部局の規則はあまり中身を変えていないです。中身を変えてないから、これから詰めるということでもいいのでしょうか、教育委員会は苦情処理委員会の構成について、管理部長、管理課長、教職員課長、外部委員は弁護士となっています。

こう書くと、弁護士が入ってきて、1人でいいのかという問題があります。前にも、気になったのですが、やはり多勢の教育委員会の人が入って、弁護士1人だけだと、多数の声に押されてしまうのではないかと、弁護士が入ったとしても、それは市の顧問弁護士で、何か息のかかった人が入ってくるのではないかと、そういうところが気にはなってきます。

これから決めるならいいですが、規則でそうすると、確定してしまうという感じになるので、こういうものは、果たして公平性という点で問題視されないのかということが、気になるところです。そこはどうでしょうか。

教職員課長) 市の苦情処理委員会についても、要綱を定めていまして、今回、添付していませんが、その内容によりますと総務部長と

総務部の主幹、それと外部委員、その他、市長が指名する者と規定していきまして、外部委員の定義につきましては、市長部局においては、弁護士資格のある方及び社会保険労務士等の資格を持っておられる方になっていきますので、苦情処理委員会を実際に立ち上げるときには、こういったお二方を御指名されることになっていきますので、基本的に市一丸となって、同じように進めていく方向性ですので、教育委員会も同じ方を委嘱する流れになります。

木村委員)　　そういう苦情処理委員会、市長部局の構成について、これまで議会とかで問題視されたことはなかったのですか。それは、ちょっと考えないといけないよという声が出てきたことはないのでしょうか。あれば、規則なので、議会を通す部分ではないとは思いますが、少し引っかかってくるころはあります。

特に気にされることなく、これまで進んできたのならいいですが。

教職員課長)　　第三者調査委員会からの御提言が大きく3つありまして、1つはパワハラ問題についての全職員の理解と風土改革をするべきだということと、パワハラの予防や解決のための内部体制のさらなる充実と、今、御指摘いただいたところで、第3番目といたしまして、外部人材を活用した対応体制の構築のあり方で、従来は外部の弁護士等に直接、御相談するツールがございませんでしたので、その分については今回、新たな市の中で直接、御相談できる体制を構築したところです。

委員御指摘の外部委員の、苦情処理委員会につきましては、特に言及はされませんでした。

木村委員) 運用面で御指摘いただいたらいいのですが、要は被害に遭われた方が、これは不公平だと思われるようなことがあれば、事実上、機能しなくなってしまう。こういう制度を設けていいことは、裁判まで行かなくても、当事者が納得をされるというプロセスを経るところに非常にメリットがあるのですが、それは公平性・公正性があって、初めて担保されるものなので、運用は気をつけていただきたい。不公平だと思わせるような形には、できるだけしないで運用していくことが1つです。

あと、もう1つは、この制度は加害を行ったと言われる職員の処分をどうするのかであって、例えば、その被害に遭われた方に対する補償であるとか、賠償であるとか、そういうものは含まれてないのですね。

教職員課長) それは入っていません。

木村委員) 今はこれでいいとしても、本来、紛争を裁判でなく、組織の中で対応するという趣旨からすると、補償や賠償などもできるだけ1つの調停案などを提示して、被害者が納得して解決ができる形を取ったほうがいいと思います。

だから、加害職員の処分だけを決めて、賠償とか補償は裁判やってくださいという話になると、結局、外に出てしまって、あまり両方当事者がいい思いをしないということになるので、長期的な課題としては、そういう制度の構築も考えておいたほうがいいのかと思いますので、将来的な課題として、検討しておいてください。

教職員課長) 御指摘いただきまして、ありがとうございます。本当に大きな将来的な課題として、市長部局とも共有していきたいと思

います。今回の指針の改定の1つの大きな目玉としましては、できるだけ相談しやすい体制を構築しましょうということがございます。それも、本人以外の第三者からも申立てすることができるところで、まず、入り口を広くしましょうという趣旨がございますので、委員御指摘の部分については、当然、これで最終形ではございませんので、課題が出てきたときには、随時改訂していくことを考えています。

木村委員) もう1つ。県費負担教職員については、これは県が任命権を持っていますから、市の教育委員会が調査して、県に上げて県の処分を待つという形で理解できるのですが、市費負担職員や、市教委の教職員は、市長部局の苦情処理委員会の調査に委ねるという形ですね。

教職員課長) そうです。県費負担教職員については市の県費を対象とした苦情処理委員会で対処する。それ以外は、市の苦情処理委員会で対応するという切り分けでございます。

木村委員) 市の職員については、教育委員会に入っている人でも、全部市長部局なのですか。教育委員会には処分権限はないのですか。

教職員課長) 苦情処理委員会での結論については、当然、教育委員会に通知をいただきまして、処分については教育委員会が必要があれば処分します。

木村委員) 教育委員会でやるのですね。

教職員課長) はい。

木村委員) そこで気になるのは、市長部局の委員会にそれを任せてしまって、それで教育委員会の独立性みたいなものが、問題には

ならないのかということが気になります。

教 育 長) 県費負担教職員の懲戒権は県にあります。市の教育委員会が全く絡まないということはありません。相談窓口には、第三者のところに行く、県の窓口などがあり、思いを聞かせてもらっています。個人情報を守る観点に留意して対応しています。

市費負担職員の懲戒処分に関しては、市長部局で職員分限懲戒審査委員会を持っていますので、そこに付託して対応しています。

県費負担教職員と市費負担職員が混在している職場の中でパワハラ、セクハラ等が起こったと、情報をもらったときは、それを丁寧にお聞きし、教育委員会の中で整理します。県費負担教職員の懲戒処分等に関わるものであれば、県に上申して、そこでもう1回再調査をして、判断していただきます。市費負担職員の場合は市長部局の委員会に付託して、教育委員会として対応します。

苦情処理委員会だけでどこまでできるかというのはこの文言上にはありませんので、今回、教育委員会でそういう指摘を受けたということは、市長部局と共有し、検討してください。

議会や報道等と言われたのは、市の対応に対して、第三者委員会が機能していないのではないかということです。全て外部の人で構成すべきだったのではなかったかと強く指摘を受けました。

木 村 委 員) 市費負担職員については、教育委員会が最終的には懲戒権

を持っているところで独立性が保たれている、と理解ができません。

教職員課長) 教育長に御指摘いただきました点につきましては、当然、市長部局と情報共有して、進めてまいりたいと思います。

越野委員) 以前、ハラスメントに関するアンケートを職員、先生方に取っていたと思うのですが、あのようなアンケートは、またこれからも定期的に行われるのですか。

教職員人事担当課長) 市の方が、昨年でしたら7月に取られていたのですが、今年は組み替えがありましたので、その実態調査は、何か月かずれてと聞いています。教員に関しては引き続き、市がされるときに合わせて、同じように教員に行います。学校は県費・市費両方いますので、県費は県費用で、同じような項目で毎年実施したいと考えております。

越野委員) アンケートで浮き彫りになってくるハラスメントもあったかと思しますので、ぜひお願いします。

教職員人事担当課長) ありがとうございます。

河盛委員) 苦情処理委員会の最終決定に対して、当事者のどちらかが不服がある場合は裁判に至るしかないのですか。

教職員課長) 裁判になるかどうかは、知見がございませんが、不服があれば当然、この仕組みでは対応できませんので、上の仕組みで対応せざるを得ないかと思っております。

木村委員) おそらく、そのときによって処分を受けた人は、いろいろな手続で不服を裁判所に訴えたりすることができます。被害者側はできないでしょうね。別の人処分について、一応ハラスメントがあったとはいえ、その懲戒処分やそのものについて不

服は多分言えない、そういう制度はないと思います。

河 盛 委 員) 民事となりますか。

木 村 委 員) 市や加害をした人に対しての慰謝料請求などはできると思いますが、懲戒処分そのものについては、他者の話なので多分訴えることはできない。そこまでは口出しできないことだと思います。

教 育 長) 一番大事なのは、苦情処理委員会等で収めたときに、私はもっとひどい目に遭っているのに、足りないですとなったら国家賠償法の訴えを提起して、そもそもそれはおかしいと、私は半年も休んだのにどうなっているのかと、市長に今度、そういう行為に対しての責任は、個人ではなくて市長に。市は、あなたに5,000万円払ったのだから、逆にその分をお支払いくださいと、そういう形になると思います。

木 村 委 員) だから、私は補償というか賠償みたいなものをセットにしておいたほうがいいと思います。この人の処分は緩めだったが、あなたの気持ちはよく分かるから、これだけのお金を一応用意したというところで、そうしたらそれで、ちょっと多目にももらったから、許そうかなという気持ちがあるんです。

そこをセットにして解決できると、一番丸く解決できるのですが、今のままだったら、緩いままにしている。賠償や補償は、別に裁判やってくれという話なので。本当の意味の解決、最終的解決をここですることは難しい制度になっているので、長期的、将来的な課題としては、その分を検討してください。

教 育 長) 起こったときの対応として、何重にも考えていかなければ

ならない。教育委員会として一番気をつけなければいけないことは、起こらないようにすること。次に、起こったときは相談しやすい体制を作ること。いとう市長からは、話しやすい、言った者が逆にそのことをもって変な目で見られるとか、居場所がないようにならないようにということを言われています。改めて教育委員会としても気をつけなければならないと思っています。

教職員課長) やはり一人一人の職員の自覚が必要でして、指針の中でも、周知及び啓発と研修について非常に重点的に記載していますので、かなり時間はかかるかもしれませんが、そういったことを地道に進めていって、一人一人が働きやすい職場づくりと市長はいつもおっしゃっていますが、そういったものになっていくように、我々全員で取り組んでいきたいと考えています。

教育長) また随時、気がついたことがございましたら、御指摘下さい。市長部局と一緒に改訂版を出すとか、対応していきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言